

◆ 営利・非営利の判断基準

営利目的（＝利用料金を通常の3倍）として判断する場合

- 1 企業・団体が利用する場合（該当する法人は、下記一覧のとおり）
- 2 営利を目的とした個人が利用する場合
- 3 金銭を集めて利用する場合

↓
金銭を集めて利用する場合は、**集める金銭（費用）の性格で判断**

例1：「会費」と「原材料費」以外の費用を徴収する場合

● 会費

グループに所属する特定の会員（メンバー）から徴収し、グループで管理し、グループ運営のために消費する費用のこと。

※講師自らが金銭（費用）を集める場合は、「月謝等」となることから営利目的利用

● 原材料費

調理実習の食材や工作の材料など、本人が消費する材料に充てることが容易に確認できる費用のこと。資料代は、紙代に加え原稿料の性格をもった費用が含まれる場合があり、客観的な価格の判断が難しいため原材料費には含まない。

例2：不特定の来場者 から金銭を募る場合

借部屋代や講師謝金の弁償に充てるなど、利益を上げることを目的としていなくとも、不特定の来場者から金銭を募る場合

利用料金が3倍になる法人一覧例（法人税法別表第1及び別表第2に掲げる法人以外）

い	一般財団法人(非営利型以外)	し	商店街振興組合・連合会	と	特殊会社	
	一般社団法人(非営利型以外)		消費生活協同組合・連合会		特定目的会社	
	医療法人(社会医療法人以外)		信用協同組合・連合会		土地家屋調査士法人	
か	株式会社	す	信用金庫・連合会	な	特許業務法人	
	株式会社設立の学校		森林組合・連合会		内航海運組合・連合会	
	監査法人		水産加工業協同組合・連合会		農業協同組合・連合会	
き	共済水産業協同組合連合会	せ	生活衛生同業組合・連合会(出資)	の	農事組合法人	
	行政書士法人		生活衛生同業小組合		農林中央金庫	
	漁業協同組合・連合会		生活協同組合・連合会		へ	弁護士法人
	漁業生産組合		生産森林組合		ゆ	有限会社
こ	合資会社	そ	税理士法人	ろ	輸出組合(出資)	
	合同会社		船主相互保険組合		輸出水産業組合	
	合名会社		相互会社		輸入組合(出資)	
し	事業協同組合・連合会	た	たばこ耕作組合	ろ	労働金庫・連合会	
	事業協同小組合・連合会	ち	中小企業等協同組合(事業 協同組合・連合会、事業協同 小組合・連合会、信用協同組 合・連合会)			
	司法書士法人					
	社会保険労務士法人					
	商工組合・連合会(出資)	と	投資法人			